

令和6年5月1日

鉄道弘済会健康保険組合に
令和4年度中に加入されていた方へ
(退職者各位)

鉄道弘済会健康保険組合

過剰に収受した(令和4年度分)調整保険料の返金について

日頃より、当健康保険組合の運営にご理解・ご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、当組合における令和4年度の調整保険料率は「1,000分の1.15」に変更すべきところ、令和3年度と同様「1,000分の1.30」として、当該保険料を過剰に収受してしまったことが判明致しました。この度は、謹んでお詫び申し上げます。

当件について、令和4年度中に退職(資格喪失)された方へ連絡後、過剰に収受した調整保険料の差額(1,000分の0.15)分の返金対応をさせて頂いておりましたが、連絡先不明等により、返金できない方がいらっしゃいます。

「対象かもしれない」方はお調べいたします。お手数ですが下記まで電話でご連絡くださいませ。対象の方により異なりますが返金額は3円～1,032円になります。

問い合わせ先
鉄道弘済会健康保険組合(高橋)
TEL 03-6261-4787